

資料 2 - 2	H19.3.30
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

日中一時支援の報酬単価の改定（案）

日中一時支援については、9月までの相当事業である宿泊を伴わない短期入所又は障害児タイムケア事業における報酬単価と異なる独自の報酬単価を設定したことから、事業収入が減少したことにより事業継続が困難である旨の声があった。そこで、サービスを提供する事業所の数を確保し、利用者が円滑にサービスを利用できるようサービスの報酬単価の改定を行うこととした。

1 単価改定の内容

(1) 日中預かり型

9月までの宿泊を伴わない短期入所における4時間単位の報酬設定の体系に戻す。単位数は次のとおりとする。

	4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	8時間を超える場合
現行単価	43単位/時間（重心は121単位/時間）		
改定後単価案 (19年4月～)	157単位 (重心は486単位)	314単位 (重心は972単位)	471単位 (重心は 1,458単位)

(2) 放課後対策型

平成18年度当初に実施を予定していた障害児タイムケア事業において予算計上していた報酬単価の水準に合わせ、次のとおりの報酬単価とする。

現行単価	2時間以内 150単位 以後、1時間ごとに+70単位（ただし、350単位までとする。）
改定後単価案 (19年4月～)	3時間以内 300単位 以後、1時間ごとに+50単位（ただし、200単位までとする。）

2 適用年月日

平成19年4月1日